			ヘ　東部事務所　静岡県沼津市岡一色八百十六番地の一 ト　東部事務所富士支所　静岡県富士市瓜島町百九番地三

2

（略）

（指定認定機関）

第四十六条の二　指定認定機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定認定機関					
名称	住所	指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
（略）					
一般財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号	第三十三条第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋堀留町一丁目十番十五号	平成十二年六月十六日
一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	第三十三条第二項第一号から第二号の二まで、第五号及び第七号に係る同条第一項第一号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	平成十二年六月十六日

2

（略）

（指定認定機関）

第四十六条の二　指定認定機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定認定機関					
名称	住所	指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
（略）					
一般財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号	第三十三条第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号	平成十二年六月十六日
一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	第三十三条第二項第一号、第二号、第二号の二、第五号及び第七号に係る同条第一項第一号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	平成十二年六月十六日